

令和 7 年 3 月 3 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱の改正について（通知）

標題について、「大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱」を令和 7 年 3 月 24 日付けで改正しますので通知します。

## 記

## 1 主な改正内容

## (1) マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う改正

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和 7 年 3 月 24 日に全国で運用開始となる。

これに伴い、今後いわゆるマイナ免許証のみ有する従業者が現れる可能性があり、「免許の種類」及び「免許の有効期間の末日」を確認するには、マイナ免許証読み取りアプリを利用して出力した書面または公安委員会が特定免許情報を個人番号カードに記録した際に発行する書面の写しの提出のいずれかによる。

このことから、許可更新または許可の事業に係る変更届に添付する書類である「自動車免許証の写し」を「自動車運転免許証の写し又は特定免許情報を証するに足りる書類」改める。

## (2) プラスチック資源一括収集開始に伴う様式の改正

令和 7 年 4 月 1 日から、これまでの容器包装プラスチックに加えて 100%プラスチック素材でできている製品プラスチックを「プラスチック資源」として一括収集することに伴い、大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱にある様式の「容プラ」の文言を「プラ資源」に改める。

また、許可業者が収集するアパート・マンション等から排出される容器包装プラスチックを搬入する中継地については、これまで舞洲工場内に設置されていたが、プラスチック資源の一括収集の開始に伴い、舞洲工場内の中継地を廃止し、西淀工場内のプラスチック資源を搬入する中継地を使用することとしたため、様式中の搬入先工場（施設）のうち「プラ舞洲」を「プラ西淀」に、「容プラ」を「プラ（西淀）」に、「容プラ 舞洲」を「プラ資源 西淀」に改める。

### 【改正される様式】

- ・臨時使用車両承認等申請書（第 25－1 号様式）  
様式中「プラ舞洲」を「プラ西淀」に、「容プラ」を「プラ資源」に改める。
- ・緊急用自動計量システム IC カード使用報告書（第 25－2 号様式）  
様式中「容プラ」を「プラ（西淀）」に、「資源」を「資源（東北・東南）」に改める。
- ・臨時使用車両承認証（第 26 号様式）  
様式中「プラ舞洲」を「プラ西淀」に改める。
- ・自動計量システム IC カード貸与願（第 29－1 号様式）
- ・自動計量システム IC カード紛失・破損届（第 29－2 号様式）
- ・搬入先及び搬入回数指示書（第 40 号様式）  
様式中「容プラ」を「プラ資源」に改める。
- ・搬入回数追加・搬入先変更申請書（第 30 号様式）
- ・基本搬入回数変更申請書（第 31 号様式）  
様式中「容プラ 舞洲」を「プラ資源 西淀」に改める。

### （3）その他の改正

上記の改正に加えて、現在の事務の取り扱いに合わせるため、文言整理等の必要の改正を行う。

※ なお「一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱」については令和 7 年 4 月 1 日付けで「容器包装プラスチック」を「プラスチック資源」に改め、「容プラ」を「プラ資源」に改める。

## 2 実施時期

- ・上記 1（1）及び（3）に係る改正については、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- ・上記 1（2）に係る改正については、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。